# 岡山県公報

発行　岡山県

目次


| | |
|---|---|
| 【告示】 | |
| ○鳥獣保護区の存続期間の更新 | 自然環境課 |
| ○特定猟具使用禁止区域の指定 | 〃 |
| ○知事指定薬物の指定 | 医薬安全課 |
| ○道路の区域変更 | 道路整備課 |
| ○道路の供用開始 | 〃 |
| 【公告】 | |
| ○道路の位置の指定 | 建築指導課 |
| ○開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 | 〃 |
| ○随意契約の相手方の決定 | 会計課 |
| 【選挙管理委員会】 | |
| ○政治団体の名称等の公表 | 選挙管理委員会 |
| ○政治団体の代表者等の異動 | 〃 |
| ○政治団体の解散 | 〃 |
| ○資金管理団体の名称等の公表 | 〃 |
| ○資金管理団体の届出事項の異動 | 〃 |


目次

担当課（室）

**◎岡山県告示第四百四十号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成二十八年岡山県告示第五百四十七号（鳥獣保護区の存続期間の更新）及び同年岡山県告示第五百四十八号（鳥獣保護区の区域の表示の変更及び存続期間の更新）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり存続期間を更新した。

令和八年十月三十日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　名称
　前島鳥獣保護区
二　区域
　瀬戸内市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
三　存続期間
　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針
　次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

---

一　名称
　飯ノ山鳥獣保護区
二　区域
　真庭市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
三　存続期間
　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針
　次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

---

一　名称
　新成羽川ダム鳥獣保護区
二　区域
　高梁市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
三　存続期間
　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針
　次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部高梁地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

---

一　名称
　鯉ヶ窪鳥獣保護区

二　区域
　新見市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
三　存続期間
　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針
　次のとおりとする。
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部新見地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

---

一　名称
　鉄山鳥獣保護区
二　区域
　真庭市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
三　存続期間
　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針
　次のとおりとする。
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

---

一　名称
　霰山鳥獣保護区
二　区域
　苫田郡鏡野町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
三　存続期間
　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針
　次のとおりとする。
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

---

一　名称
　梶並右手鳥獣保護区
二　区域
　美作市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
三　存続期間
　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針
　次のとおりとする。
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部勝英地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

**◎岡山県告示第四百四十一号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和八年十月三十日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　名称　吉備中山特定猟具使用禁止区域（銃）
二　区域　岡山市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
三　面積　五七七ヘクタール
四　存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで
五　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

---

一　名称　備中稲荷山特定猟具使用禁止区域（銃）
二　区域　岡山市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
三　面積　一二〇ヘクタール
四　存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで
五　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

---

一　名称　旭川特定猟具使用禁止区域（銃）
二　区域　岡山市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
三　面積　二二六ヘクタール
四　存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで
五　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

---

一　名称

岡南飛行場特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　岡山市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三　面積　七三ヘクタール

四　存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

五　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

---

一　名称　藤戸特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　倉敷市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三　面積　八〇四ヘクタール

四　存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

五　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

---

一　名称　深山特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　高梁市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三　面積　二七五ヘクタール

四　存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

五　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部高梁地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

---

一　名称　旭川中流特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　真庭市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三　面積　九五ヘクタール

四　存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

五　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

---

一　名称

西隆寺特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域

岡山市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三　面積

一三九ヘクタール

四　存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

五　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

**◎岡山県告示第四百四十二号**

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和八年十月三十日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　知事指定薬物の名称

１　Ｎ―エチル―二―（五―メトキシ―一Ｈ―インドール―三―イル）―Ｎ―メチルエタン―一―アミン（通称名五―Ｍｅｏ―ＭＥＴ）及びその塩類

２　Ｎ―エチル―二―〔五―ニトロ―二―「（四―プロポキシフェニル）メチル」―一Ｈ―ベンゾ［ｄ］イミダゾール―一―イル〕エタン―一―アミン（通称名Ｎ―Ｄｅｓｅｔｈｙｌ―ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ）及びその塩類

３　（一αＨ、五αＨ）―トロパン―三α―イル　二―フルオロベンゾエート（通称名二―Ｆ―ｔｒｏｐａｃａｉｎｅ）及びその塩類

二　指定の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

**附　則**

この告示は、令和八年十月三十一日から施行する。

**◎岡山県告示第四百四十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　道路の種類　県道
二　路線名　久世中和線
三　道路の区域

| 区域 | 新旧別 | 幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 真庭市蒜山下和字植杉二二七八番二地内 | 新 | 一〇・五～二二・六 | 六四二・三 |
| 真庭市蒜山下和字植杉二二七八番二地内 | 旧 | 六・〇～二〇・八 | 六四二・三 |

一　道路の種類　県道
二　路線名　行方勝田線
三　道路の区域

| 区域 | 新旧別 | 幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 勝田郡奈義町西原字荒関五五番二地先から勝田郡奈義町西原字荒関七五番一地先まで | 新 | 七・七～一〇・八 | 二〇三・〇 |
| 勝田郡奈義町西原字荒関五五番二地先から勝田郡奈義町西原字荒関七五番一地先まで | 旧 | 七・七～一〇・八 | 二〇三・〇 |

一　道路の種類　県道
二　路線名　瀬戸宗掛線
三　道路の区域

一　道路の種類　県道
二　路線名　石生奈義線
三　道路の区域

| 区域 | 新旧別 | 幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 美作市宗掛字山田五四六番一地内 | 新 | 一九・五～四八・二 | 四五・〇 |
| 美作市宗掛字山田五四六番一地内 | 旧 | 一〇・五～一五・八 | 四五・〇 |

| 区域 | 新旧別 | 幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 勝田郡勝央町河原字川窪七六五番一地先から勝田郡勝央町河原字三石田前七三二番二地先まで | 新 | 一〇・六～一八・七 | 四三五・〇 |
| 勝田郡勝央町河原字川窪七六五番一地先から勝田郡勝央町河原字三石田前七三二番二地先まで | 旧 | 八・一～一一・九 | 四三五・〇 |

**◎岡山県告示第四百四十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

岡山県知事　伊原木　隆太

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 供用開始年月日 |
|---|---|---|---|
| 県道 | 行方勝田線 | 勝田郡奈義町西原字荒関五五番二地先から勝田郡奈義町西原字荒関七五番一地先まで | 令和八年十月三十日 |
| 県道 | 瀬戸宗掛線 | 美作市宗掛字山田五四六番一地内 | |
| 県道 | 石生奈義線 | 勝田郡勝央町河原字川窪七六五番一地先から勝田郡勝央町河原字三石田前七三二番二地先まで | |

〔五一四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

岡山県知事　伊原木　隆太

| 番号 | 指定年月日 | 道路の位置 | 道路の幅員（メートル） | 道路の延長（メートル） |
|---|---|---|---|---|
| 岡山県指令備中局建第八七号 | 令和八年十月十九日 | 浅口市金光町占見一三三五番二、一三三五番四 | 五・八七 | 八七・〇一 |

〔五一五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年十月三十日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字小山辺二六六八番一、二六六八番二、二六六九番一

二　許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市加須山一六二番地一

株式会社キャリオン

代表取締役　應本　一樹

三　許可年月日及び許可番号

令和八年八月三十一日岡山県指令建指第一二八号

〔五一六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和八年十月三十日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　特定役務の名称
基幹システム共通基盤更新に伴う統合財務会計システム移行業務

二　契約期間
令和八年九月十四日から令和九年十月三十一日まで

三　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局会計課
岡山市北区内山下二丁目四番六号

四　契約の相手方を決定した日
令和八年九月十一日

五　契約の相手方の名称及び所在地
株式会社ＮＴＴデータ中国　岡山支店
岡山市北区表町一丁目五番一号

六　契約金額
九六、五八〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額八、七八〇、〇〇〇円）

七　契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約

八　随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

**◎岡山県選管告示第八十一号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があった。

令和八年十月三十日

岡山県選挙管理委員会
委員長　大林　裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 里山の未来を考える会 | 山崎　大地 | 山崎　誠 | 加賀郡吉備中央町北二七八二―三二五 | 令和八・九・七 |
| 大平かよ後援会 | 国末　吉夫 | 池橋　陽子 | 岡山市中区新京橋一―三―一八 | 〃　九・八 |
| 林じゅん後援会 | 氏平　三穂子 | 長谷川　陽子 | 岡山市中区今在家一六四―一 | 〃 |
| 県政せんたくの会 | 林　耕三 | 井上　紘貴 | 岡山市北区奉還町二―五―六―五〇一 | 〃　九・一一 |
| 太田ゆうじ後援会 | 太田　祐二 | 槇田　圭佑 | 岡山市北区矢坂東町一一―一 | 〃　九・一五 |
| 竹内みのる後援会 | 竹内　稔 | 竹内　比登美 | 津山市楢四二八―二 | 〃　九・一七 |
| 青江たかひこ後援会 | 青江　巧 | 斎藤　数馬 | 小田郡矢掛町横谷一五六八 | 〃　九・二四 |
| ひがしはらみずき後援会 | 東原　瑞希 | 東原　由眞 | 岡山市東区城東台東二―一〇―一二 | 〃　九・二八 |

**◎岡山県選管告示第八十二号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

令和八年十月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長　大林　裕一

一　政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自由民主党岡山県自動車整備支部 | 梶谷俊介 | 代表者の氏名 | 梶谷俊介 | 村上均 | 令和八・八・二一 |

二　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 青木秀樹後援会 | 萩原佐蔵 | 代表者の氏名 | 萩原佐蔵 | 白畠正宏 | 令和八・八・三一 |
| 岡山県中小企業政治協議会 | 藤木達夫 | 主たる事務所の所在地 | 岡山市北区三野三―六―五―七 | 岡山市北区大窪一二三―八 | 〃　六・一〇 |
| 〃 | 〃 | 会計責任者の氏名 | 國富耕治 | 脇本靖 | 〃　〃 |
| 岡山県自動車整備政治連盟 | 梶谷俊介 | 代表者の氏名 | 梶谷俊介 | 村上均 | 〃　八・二一 |
| たけだ勝彦後援会 | 香川浩樹 | 政治団体の名称 | たけだ勝彦後援会 | 武田勝彦後援会 | 〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 主たる事務所の所在地 | 岡山市北区青江一―七―三三―三〇三 | 岡山市北区表町一―三―九　二階 | 〃　八・一 |
| 〃 | 〃 | 会計責任者の氏名 | 香川浩樹 | 香川千鶴 | 〃　〃 |
| 本山こうじ後援会 | 宇佐美勝正 | 代表者の氏名 | 宇佐美勝正 | 有元充 | 〃　九・一 |
| 和田あいこ後援会 | 和田亜衣子 | 主たる事務所の所在地 | 倉敷市藤戸町天城一九 | 倉敷市茶屋町七七八―七 | 〃　七・一 |

**◎岡山県選管告示第八十三号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和八年十月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長　大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| | |
|---|---|
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 |
| 高成壮磨後援会 | 高成壮磨 |
| 山田まさゆき後援会 | 山﨑一雄 |

| | |
|---|---|
| 解散年月日 | |
| 令和八・八・三一 | |
| 令和六・一〇・一 | |

**◎岡山県選管告示第八十四号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。

令和八年十月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長　大林　裕一

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名　太田　祐二

公職の種類　岡山市議会議員

資金管理団体の名称　太田ゆうじ後援会

主たる事務所の所在地　岡山市北区矢坂東町一一―一

指定年月日　令和八・九・一五

**◎岡山県選管告示第八十五号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和八年十月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長　大林　裕一

資金管理団体の届出をした者の氏名　和田　亜衣子

| 異動事項 | 新 | 旧 |
| --- | --- | --- |
| 資金管理団体の名称 | 和田あいこ後援会 | |
| 主たる事務所の所在地 | 倉敷市藤戸町天城一九 | 倉敷市茶屋町七七八―七 |

異動年月日　令和八・七・一